

専門調査会の設置について

令和 3 年 4 月 2 8 日

男女共同参画会議

令和 2 年 12 月に閣議決定した第 5 次男女共同参画基本計画（以下「5 次計画」という。）に基づく各府省の取組を強力に進めるため、以下の専門調査会を設置し、専門委員等による検討を行う。

【計画実行・監視専門調査会】

- ・ 5 次計画の実行の監視
- ・ 「女性活躍・男女共同参画の重点方針」の調査審議
- ・ 集中的に議論すべき課題についての調査審議
- ・ 政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響の調査審議

【女性に対する暴力に関する専門調査会】

- ・ 女性に対する暴力の防止や被害者支援などについて調査審議
（配偶者からの暴力、性暴力・性犯罪等）

上記のほか、今後必要がある場合には、機動的に専門調査会を設置する。